

# ■自動車と税金

自動車に関する税金については、次のようになります。

## ◆ 自動車を取得した場合

- 自動車税環境性能割（県税）  
軽自動車税環境性能割（市町村税） . . . . . 自動車（軽自動車）の燃費性能等に応じて取得時にかかります。（取得価額の0～3％）
- 消費税（国税及び県税） . . . . . 購入価格の10％

## ◆ 自動車を所有している場合

- 自動車税種別割（県税） . . . . . 排気量などに応じて段階的に分かります。
- 軽自動車税種別割（市町村税） . . . . . 軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等に課税されます。
- 自動車重量税（国税） . . . . . 車検などの際に自動車の重量等に応じて税率が定められ、課税されます。

## ◆ 走行する場合

- 揮発油税（国税） . . . . . 主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金で、1リットルあたり48円60銭です。
- 地方揮発油税（国税） . . . . . 主に自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金で、納税する人は揮発油の製造者もしくは、揮発油を外国から輸入してきた場合は輸入者となります。  
税額は、1リットルあたり5円20銭です。
- 軽油引取税（県税） . . . . . ディーゼル車両の燃料等に用いられる軽油にかかる税金で1リットルあたり32円10銭です。
- 石油ガス税（国税） . . . . . LPガス（石油ガス）に対して課税し、揮発油税や軽油引取税と均衡のとれた税負担を実現しています。石油ガス税の税率は、LPガスの質量に対して設定されています。  
この税は、半分が国、半分が地方の道路整備費用に充てられており、税率は1kgあたり17円50銭です。
- 消費税（国税及び県税） . . . . . 燃料購入価格の10％